

## 川崎市行財政改革委員会設置要綱

## ( 目的及び設置 )

第 1 条 行財政改革の着実な推進を図るために、改革について意見を聴くことを目的として、川崎市行財政改革委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## ( 所掌事務 )

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市の行財政改革のあり方等について意見を述べること。
- (2) 行財政改革プランに基づく改革の進捗状況について報告を受け、意見を述べること。

## ( 構成 )

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって構成する。

- 2 委員は、市民代表及び学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は 3 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

## ( 座長 )

第 4 条 委員会に座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

## ( 委員会の招集 )

第 5 条 委員会は、必要に応じて市長が召集する。

## ( 部会 )

第 6 条 委員会に、市民部会を置き、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- ( 1 ) 行財政改革に係る課題について、意見を述べること。
- ( 2 ) 行財政改革に係る課題について、調査活動を行うこと。

- 2 市民部会は、委員 10 人以内をもって構成する。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、第 1 項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。
- 4 市民部会に属する委員は、市民のうちから市長が委嘱する。第 1 項に掲げる部会以外の部会に属する委員は、市長が委嘱する。
- 5 部会に属する委員の任期は、委員会の委員の任期の範囲内で市長が定めるものとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 第 4 条、第 5 条及び第 7 条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、「座長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 7 部会は、調査活動を行った結果を委員会に報告するものとする。

(関係者の出席)

第 7 条 委員会において、必要があると認めた場合は、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、総務局において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、座長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 14 年 9 月 10 日から施行する。  
(川崎新時代・行財政システム改革懇談会設置要綱の廃止)
- 2 川崎新時代・行財政システム改革懇談会設置要綱(平成 6 年川総行第 4 号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。